

保護林制度改正に伴う「郷土の森」の今後の取扱い方針(平成30年3月)

名 称		ヒラタニ 平谷	フクレギ 福連木	タカトリヤ 鷹鳥屋	ナロウズ 奈良津	モロツカヤマ 諸塚山	てるは	イナズマ 稲妻	アバント しらとり	ジュウソウ 十層	
協定相手		鹿島市	天草市	佐伯市	五ヶ瀬町	諸塚村	綾町	都城市	えびの市	伊佐市	
署(支署)		佐賀	熊本	大分	宮崎北部	宮崎北部	宮崎	都城	都城	北薩	
面積(ha)		8.31	12.94	6.29	2.33	29.49	317.83	14.98	85.14	5.58	
協定期間	始 期		H10.3.15	H2.6.25	H3.10.8	H4.2.6	H6.11.16	H18.4.1	H3.6.4	H13.4.1	H3.3.12
	終 期	変更前	R10.3.14	R2.6.24	R3.10.7	R4.2.5	R6.11.15	R18.3.31	R3.6.3	R13.3.31	R3.3.11
		変更後		H30.3.31				H30.3.28			
取 扱 方 針	協定終了	隣接する保護林(綾森林生態系保護地域)へ統合						●			
		協定期間の終期を平成30年3月31日までとし、自然環境を保持するため伐採を原則行わない「自然維持タイプ」として国が管理を行う。		●							
	終期まで協定維持	協定期間の終期まで協定を維持し、「協定締結による国民参加の森林づくり」を活用し「ふれあいの森」等の新たな協定を検討する。	●							●	
		協定期間の終期まで協定を維持し、自然環境を保持するため伐採を原則行わない「自然維持タイプ」等として国の管理を要望あり。	●			●	●			●	●

「郷土の森」は、地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存を目的に市町村と協定を締結し管理を行ってきたが、平成27年9月の保護林制度改正に伴い協定相手方と再編検討を行った。